

7 予 第 2160 号  
令和 8 年 2 月 18 日

各局等の長（別記参照） 殿

大臣官房参事官（経理）

「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 8 年 2 月 17 日付け 7 農振第 2583 号農村振興局長通知）により令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 7 年 2 月 17 日付け 6 農振第 2553 号農村振興局長通知）により令和 7 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 4.5 パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

## 記

### 第 1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第 2 に定める工事の受注者は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成 7 年 10 月 24 日付け 7 経第 1492 号農林水産事務次官依命通知）別紙工事請負契約書第 62 条の規定に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

## 第 2 具体的な取扱い

- (1) 令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和 8 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、令和 8 年 3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 26 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け 25 経第 1077 号大臣官房経理課長通知）記 1.（1）及び 2. から 8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

## 第 3 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

別記

農村振興局長

水産庁長官

農林水産政策研究所長

北海道農政事務所長